

津久井地域における 汚水処理方法の見直しについて

【説明内容】

1. 本市の汚水処理方法の現状と課題
2. 神奈川県の見直し計画
3. 本市の見直し計画(浄化槽)
4. 今後のスケジュール

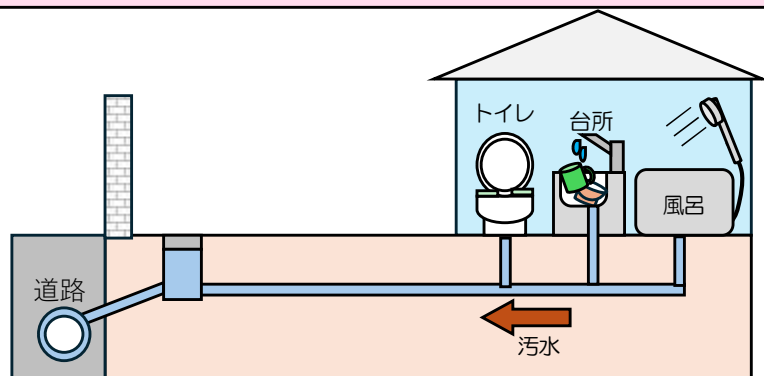
令和8年7月
下水道経営課
下水道料金課

津久井下水道事務所



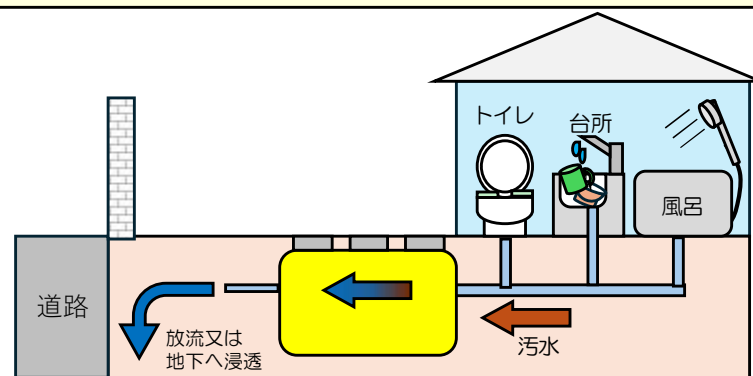
1. 本市の汚水処理方法の現状と課題

①公共下水道【市管理】



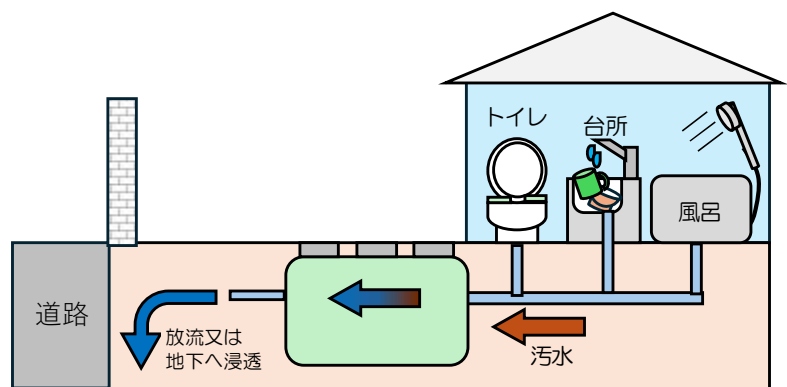
- ・ダム集水域を含め、人口密集地域で採用
- ・汚水は市の公共下水道から、県の流域下水道を経て、茅ヶ崎市内の柳島水再生センターへ

②高度処理型浄化槽【市管理】



- ・ダム集水域で採用
- ・アオコの原因となる窒素・リンの除去機能あり

③合併処理浄化槽【個人管理】



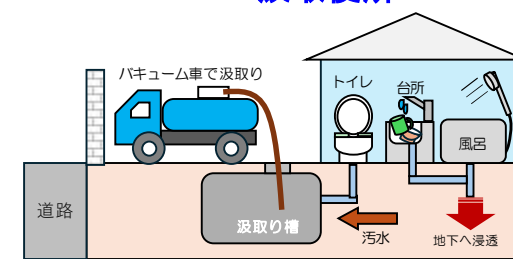
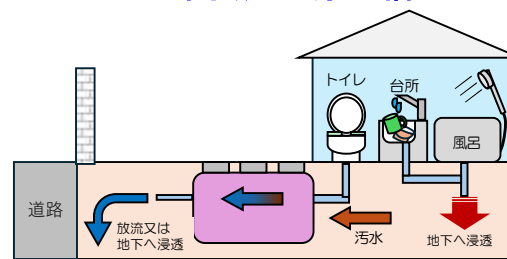
- ・リンの除去機能はないが適切に処理
- ・トイレ、風呂等の汚水を合わせて浄化槽で処理

④単独処理浄化槽・汲取便所【個人管理】

本市のダム集水域の約24%

単独処理浄化槽

汲取便所



- ・トイレの汚水のみ対応
- ・風呂等の汚水は未処理
- ・平成13年度以降、単独処理浄化槽の新設は不可

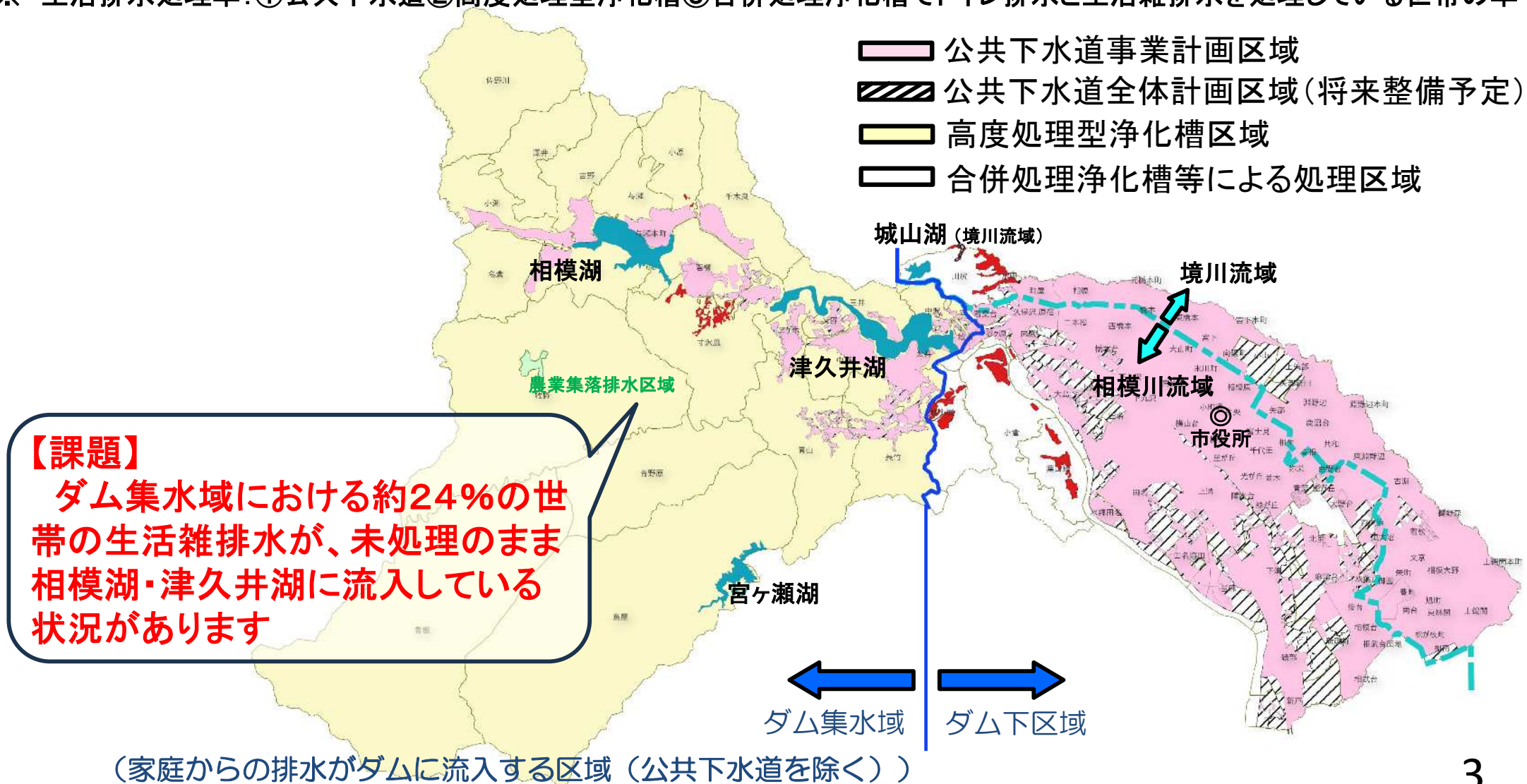


処理方法の変更が必要

1. 本市の汚水処理方法の現状と課題

- ダム集水域では**公共下水道**と**高度処理型浄化槽**の整備による汚水処理を行っています
- ダム集水域における**生活排水処理率が約76%**と低い状況です（旧市ではほぼ100%）

※ 生活排水処理率:①公共下水道②高度処理型浄化槽③合併処理浄化槽でトイレ排水と生活雑排水を処理している世帯の率



2. 神奈川県の計画の見直し

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」 (平成19年度～令和8年度)

- 県民の水がめである相模湖・津久井湖において**アオコが異常発生**
(生活雑排水等がダム湖や河川に流入 ⇒ 生活排水処理率の向上が必要)
⇒ 公共下水道整備への支援(生活雑排水を湖へ流入させない)
高度処理型浄化槽整備への支援(**リン**を除去し湖へ流入させない)



評価等

水質改善に一定の効果はあった
しかし、生活雑排水が未だに流入

リンの濃度が高いのは湧水などの
自然由来であることが判明

⇒引き続き生活排水処理対策の支援は必要

⇒高度処理浄化槽整備への支援は不要

「かながわ水源環境保全・再生基本計画」 (令和9年度～令和28年度)

- 1、高度処理型浄化槽の整備に対する支援は廃止 (②⇒×)
(リンは自然由来であるため)
- 2、単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽へ更新する場合の支援策を拡充 (④⇒③)
(生活排水処理率を向上させるため)
- 3、整備中の地域の公共下水道整備事業は支援するが、他の地域は支援を廃止 (①⇒①〔一部〕)
(今後の人口減少を見据えると公共下水道整備の費用対効果が低い)

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

- 県の計画の見直しに伴い、本市においても、ダム集水域で整備を進めてきた高度処理型浄化槽の整備を取りやめ、一般的な合併処理浄化槽の整備を推進して、生活排水処理率の向上を図ります (②⇒×) (④⇒③)
- これまで市が設置してきた高度処理型浄化槽(令和7年度末時点で1,619基)は、引き続き、市が管理します (②⇒②)

見直し内容の詳細

- 見直し前では、**リンの除去**を本市の計画として推進していたため
 - ☞ 高度処理型浄型化槽にて処理する
 - ☞ 市が整備・管理することにより高度処理型浄化槽の普及促進を図る
 - ☞ 家屋の新築に伴い整備する浄化槽や事業所が整備する浄化槽など全ての浄化槽を支援するなどとしていた特別な対応を見直します

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

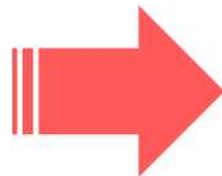
- 汚水処理方法は、高度処理型浄化槽から一般的な**合併処理浄化槽**へ変更します(②⇒③)
- 整備・管理主体は、市設置型から**個人設置型**に変更します

汚水処理方法

見直し前

リン除去
機能**あり**

高度処理型
浄化槽



見直し後

リン除去
機能**なし**

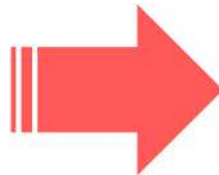
合併処理
浄化槽

整備・管理主体

見直し前



市で整備・維持管理



見直し後



個人で整備・維持管理

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

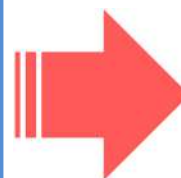
○「整備・管理主体」変更の考え方

高度処理型浄化槽は、リン除去機能がある高機能な浄化槽であり、
高額な整備費、維持管理費がかかるので個人での整備・管理になじまない

⇒普及促進のために市で整備・維持管理



平成21年7月
から約17年程度
この制度を継続し
てきました



合併処理浄化槽は、
一般的な浄化槽

⇒個人で整備・維持管理



費用区分	浄化槽の整備費・維持管理費の実例※(標準世帯 5人槽の場合)		
	高度処理型浄化槽		合併処理浄化槽
整備費	約400万円/基	>	約185万円/基 (補助金支援拡充)
維持管理費	約14.4万円/基・年	>	約6.3万円/基・年

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

- 支援対象は一般家庭とし、事業者は対象外とします

支援対象の方

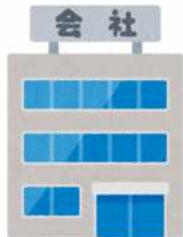
見直し前



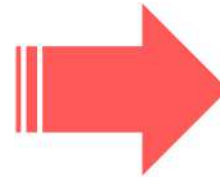
住宅



店舗兼住宅



事業所



見直し後



住宅



店舗兼住宅

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

- 支援対象は、既存住宅の単独処理浄化槽・汲取便所から合併処理浄化槽への交換とします

支援対象となる条件

見直し前



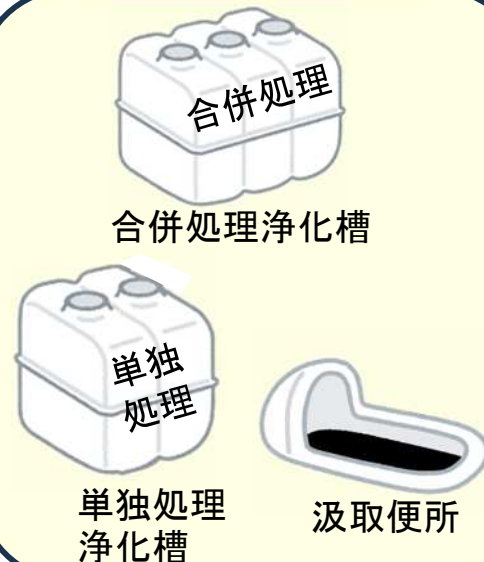
新築



建て替え



既存住宅



見直し後



既存住宅



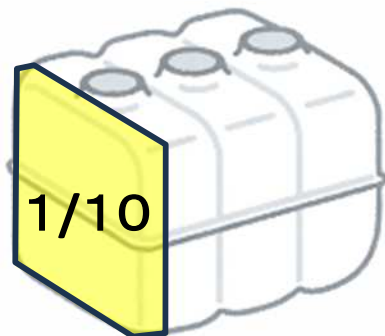
3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

補助金支援の拡充内容

- ダム集水域の生活排水処理率が約76%と低い要因の一つとして、浄化槽整備時の**住民の経済的負担が大きく**、やむを得ず単独処理浄化槽や汲取便所を使用し続けていることが挙げられます
- ⇒住民の経済的負担が、従前の高度処理型浄化槽の整備時に必要であった**約31万円**
(5人槽の場合の標準的な費用)以下となるように、補助金支援を拡充します

従前の個人負担(高度処理型浄化槽設置時の個人負担:約31万円)

受益者分担金
(浄化槽本体工事費の10分の1)



約11万円(5人槽の場合)

+

宅内部分の配管



約20万円(標準的な敷地の場合)

従前の個人負担以下

合併処理浄化槽整備時の
個人負担

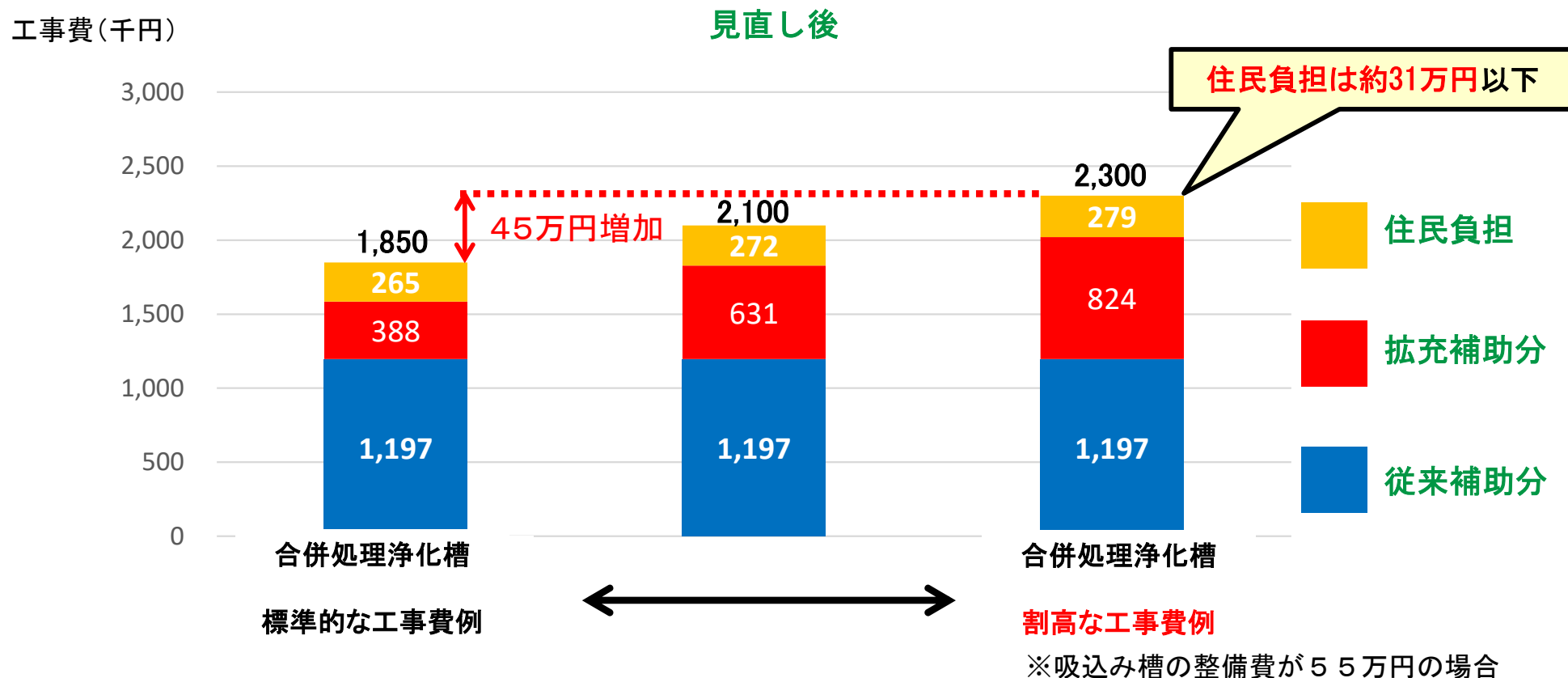
≦



3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

補助制度の拡充内容具体例 (※5人槽の場合)

- 浄化槽工事費は、浄化槽を整備する敷地条件によって大きく異なります
- 特に、重機を使えない現場や排水先が無く、宅地内に浸透させる必要がある場合、標準的な工事費に比べ、50万円程度割高になることがあります
- 割高な工事費でも、住民負担が**約31万円以下**となるよう補助制度を拡充します



3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

(参考) 人槽別の個人負担

- 人槽別に住民負担が、次の表の「従前（市設置型高度処理型浄化槽設置時）の個人負担の合計」**以下**となるよう補助制度を拡充します

	受益者分担金 (高度処理型浄化槽)	宅内部分の配管 ※1	従前の個人負担の合計 ※2
5人槽	約11万円	20万円	約31万円
7人槽	約14万円	20万円	約34万円
10人槽	約19万円	20万円	約39万円

※1:標準的な戸建て住宅(1階部分が100m²程度)の宅内配管工事費を環境省の資料から想定した一例の金額

※2:高度処理型浄化槽の場合の負担額

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

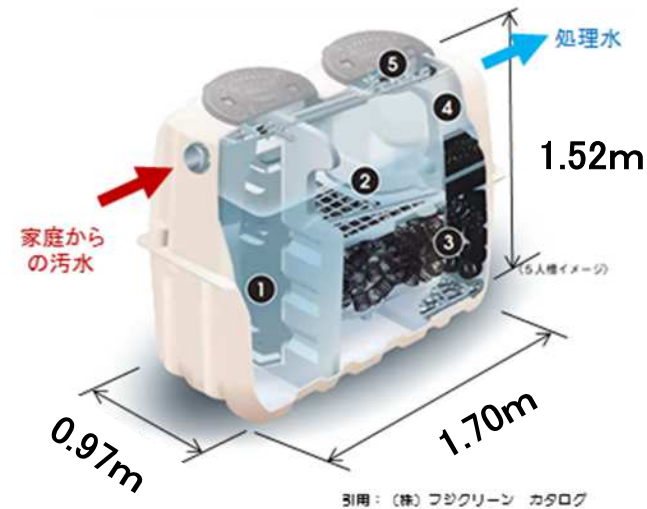
浄化槽の大きさ

◎見直し前: 高度処理型浄化槽



◎見直し後: 合併処理浄化槽

※ひと回り小さくなります



◎地表面に出るイメージ

※浄化槽と同じくらい大きさの
コンクリートたたきが出ます



※浄化槽の寸法、構造は一例です

3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

浄化槽の整備

➤ 業者に依頼する

⇒浄化槽設備士がいる業者に依頼する必要があります

※市が浄化槽の工事を行う場合は、市の登録店に依頼しています
市HPで確認できますので、参考にしてください
ご不明な場合には、市役所までお問い合わせください



➤ 浄化槽設置補助金を申請する

⇒整備費の一部を市役所が補助する制度を**拡充**します

⇒浄化槽を整備する業者が手続きを代行してくれる場合が多いです
手続き方法は市HPで確認できるようにします



3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

浄化槽の維持管理

➤ 定期検査(浄化槽法第11条)

～毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければなりません～

⇒ 県知事指定検査機関の「公益社団法人 神奈川県生活水保全協会」に依頼します

⇒ 連絡先は045-830-5721です

➤ 保守点検及び清掃(浄化槽法第10条)

～保守点検は毎年3回程度(5人槽の場合)、清掃は1回以上行わなければなりません～

※ 詳細は業者に確認してください

⇒ 保守点検及び清掃は市が指定する業者に依頼します

※ 市が指定する業者は市HPで確認できますので、参考にしてください

ご不明な場合には、市役所までお問い合わせください

➤ 維持管理費用(5人槽の場合)

⇒ 63,000円程度／年

※ 電気代、10,000円相当の修繕費用を含む

(参考)単独処理浄化槽は43,000円程度／年

汲取便所は22,000円程度／年



3. 本市の計画の見直し(浄化槽)

整備・管理主体が市と個人の場合の維持管理費の比較

➤ 世帯人数、使用水量により、どちらが安いか一概に言えません

(参考)維持管理の事例(5人槽)

【例1】整備・管理主体が市で2人世帯の場合

$$2人 \times 9\text{m}^3 \times 2\text{ヶ月分} = 36\text{m}^3 (\text{排水量})$$
$$\Rightarrow 3,632\text{円} / 2\text{か月} \Rightarrow 21,792\text{円} / \text{年}$$

【例2】整備・管理主体が市での5人世帯の場合

$$5人 \times 9\text{m}^3 \times 2\text{ヶ月分} = 90\text{m}^3 (\text{排水量})$$
$$\Rightarrow 10,782\text{円} / 2\text{か月} \Rightarrow 64,692\text{円} / \text{年}$$

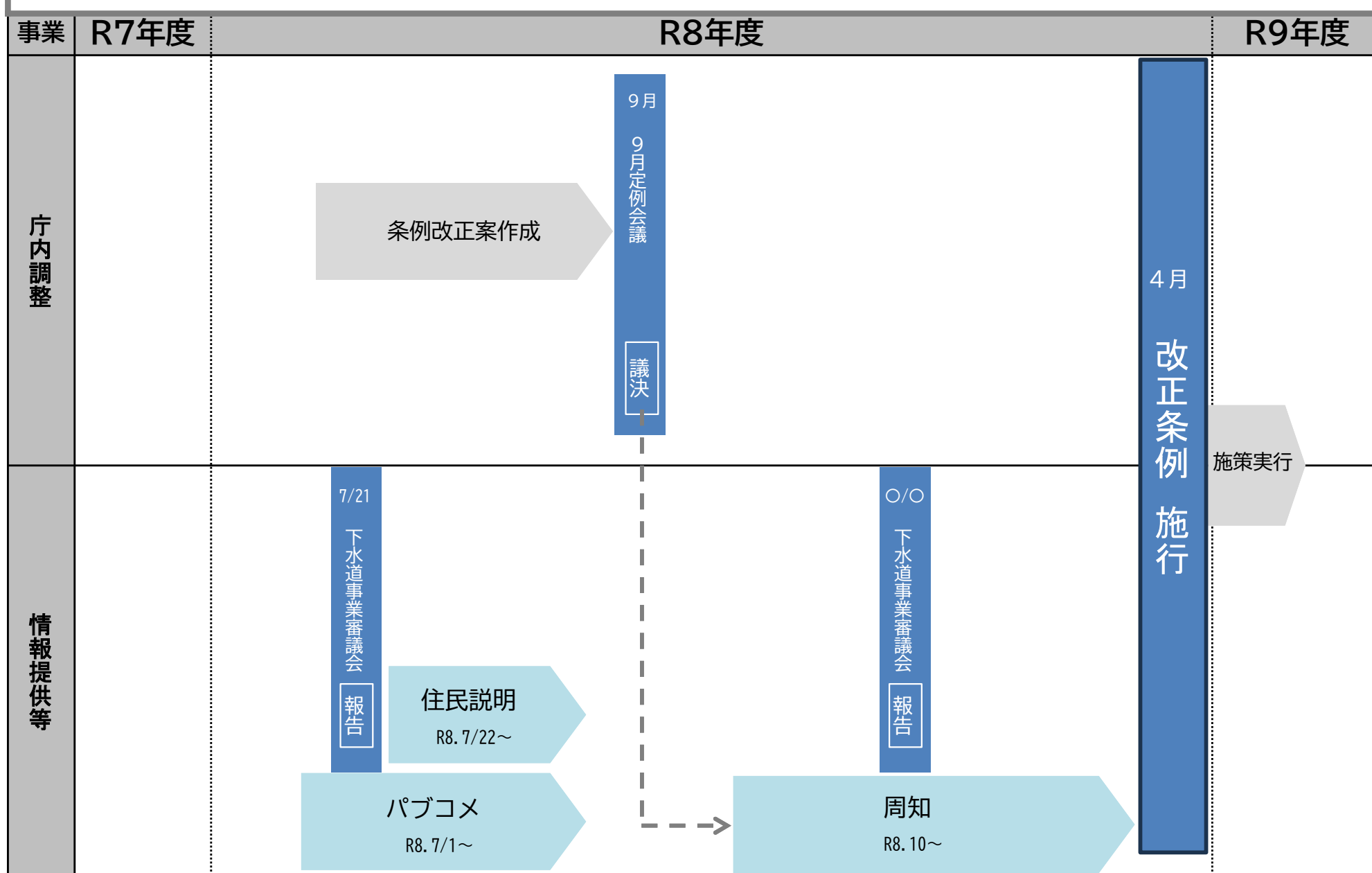
【例3】整備・管理主体が個人で1～5人世帯の場合(使用水量関係なし)

$$\Rightarrow \text{約}63,000\text{円} / \text{年}$$



※1月あたりの水の使用量は 9m^3 とした場合(※使用量は「令和6年度神奈川の水道(神奈川県)」より)

4. 今後のスケジュール



8. 今後のスケジュール

個別相談会について

個別でお話を聞きたい方は別途予約の上で、対応が可能です

<予約方法>

- ・インターネット(市HPから予約可能)
- ・電話(公共下水道:下水道経営課 042-707-1840)
(浄化槽:津久井下水道事務所 042-780-1410)

<開催日時・開催場所>

○8月4日(火)～8月8日(土)【9:30～16:00(1回30分程度)】

- ・津久井総合事務所
- ・相模湖総合事務所

○8月10日(月)～8月14日(金)【9:30～16:00(1回30分程度)】

- ・城山総合事務所
- ・藤野総合事務所

<申込期限>

開催日の3営業日前

